

第 1 3 0 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 14 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 3 0 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	11

第 2 号（3月5日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
沼 畑 俊 吉 君	15
○散会の宣告	25

第 3 号（3月6日）

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 8
○出席議員	2 8
○欠席議員	2 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 9
○職務のため出席した者の職氏名	2 9
○開議の宣告	3 0
○報告第2号の上程、説明、質疑	3 1
○議案第3号から議案第17号の上程、委員会付託	3 2
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○発委第1号の上程、質疑、討論、採決	5 0
○発委第2号の上程、質疑、討論、採決	5 1
○散会の宣告	5 2

第 4 号（3月14日）

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 4
○出席議員	5 4
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため出席した者の職氏名	5 5
○開議の宣告	5 6
○議案第3号から議案第17号の上程、報告、討論、採決	5 6
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○常任委員会報告	7 5
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	7 5
○日程の追加	7 6
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 6
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第38号の上程、質疑、討論、採決	8 1
○議案第39号の上程、質疑、討論、採決	8 3
○議案第40号の上程、質疑、討論、採決	8 4
○議案第41号の上程、質疑、討論、採決	8 4
○議案第42号の上程、質疑、討論、採決	8 5
○議案第43号の上程、質疑、討論、採決	8 6
○議案第44号の上程、質疑、討論、採決	8 7
○閉会の宣告	8 8

○署名議員 9 1

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

第 1 3 0 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第130回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月4日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君

健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 次 長	留 目 俊 孝 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	主	査	佐 々 木 慶
---------	---------	---	---	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第130回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、2月17日、議会運営委員会を開催し、第130回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、令和7年度当初予算15件、条例の一部改正など13件、令和6年度補正予算6件の議案36件であります。

令和7年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することになりました。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は1名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間としました。

なお、会期中3月7日、10日、13日は議案熟考のため、8日、9日は休日のため、11日、12日

は予算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番坂本典男君、8番滝田勉君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月4日から14日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月14日までの11日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました11日間の会期中、3月7日、10日、13日は議案熟考のため、8日、9日は休日のため、11日、12日は予算審査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

ただいまの7日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長(工藤正孝君) 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より令和6年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告2件、令和7年度当初予算15件、条例の一部改正など13件、令和6年度補正予算6件の議案36件であります。

ほかに、常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件などがございます。

日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長(工藤正孝君) 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第130回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

まずは南部地区における行方不明者の搜索活動であります。1月29日に高齢者1名が行方不明となり、警察署からの要請に応じて翌30日から2月1日までの3日間にわたって町消防団による搜索活動を行い、さらに、2月14日には警察署とご家族の方々がチラシを持って周辺地区の住宅や事業所を訪問したのに合わせて、改めて搜索活動を行ったところであります。

移動することが可能と思われる地区を広範囲にとらえ、4日間で延べ180人の消防団員が、二重、三重に周辺地区を巡回して搜索したほか、ドローンを活用した上空からの搜索も行いましたが、残念ながら発見には至っておりません。引き続き情報提供を求めているところであり、一日も早く発見されることをお祈り申し上げる次第であります。

また、2月14日未明には南部地区で町営住宅1棟が全焼する火災が発生しましたが、人的被害はなく、三戸消防署及び町消防団の迅速な消火活動により、近隣の住宅に延焼することなく、鎮火したところであります。

消防団員の皆様には行方不明者の搜索や火災出動のほか、年明けの1月19日の出初式、2月15日の移動消防学校、16日の三戸地区消防団幹部研修会など、昼夜を問わず、また休日の時間を割いて活動していただいておりますことに、深く敬意を表するとともに、感謝申し上げます。次第であります。

地域の安全・安心を守るため、消防団はなくてはならない存在であります。その活動の礎である団員の確保は、少子高齢化・人口減少が進む中、将来にわたる大きな課題であり、町では各種広報活動のほか、新規採用職員の消防団活動を原則義務化するなど、団員確保に努めてまいりましたが、平成24年4月の695人をピークに団員数は年々減少し、令和7年2月末現在では638人と、条例定数である703人を大きく下回っている状況であります。

本定例会において「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」を提出しており、団員定数については一定程度の増員枠を確保しつつ、実状に合わせて縮小するものであります。同時に、より柔軟な体制で団員を確保することができるようにするため、団員資格に関する規定を見直すものでありますので、議員各位のご理解をお願いするものであります。

昨年11月15日の議員全員協議会においてご説明いたしました「郷土の著名人室（仮称）黒柳徹子メモリアルルーム」についてであります。12月17日に黒柳さんご本人と面会し、開設について直接ご承諾を得まして、2月5日に記者会見を開催したところであります。

報道機関への情報提供と併せて、疎開当時の黒柳様に関する資料や交流があった方によるエビ

ソードを広く募集したところ、現在のところ2名の方から情報提供があり、取材を進めているところであります。関係者が個人的に所有され、ご家庭に眠っている貴重な資料なども活用させていただきながら、当時の黒柳さんと地域住民とのつながりや疎開生活の様子とともに、黒柳さんの平和への強い思いを伝えることができる施設にしたいと考えているものであります。

さて、令和6年度も残すところ1箇月足らずとなりました。毎年のことではありますが、月日が流れる早さを実感しているところであり、職員には今年度の事務事業の進捗状況を再確認のうえ、滞りなく完了し、令和7年度へ円滑に移行するよう指示したところであります。

人口減少や少子高齢化の進行による各種影響のほか、物価の高騰、気候変動に伴う自然災害リスクの増加や農作物への影響など、行政を取り巻く課題は少なくありませんが、町民の皆様が夢や希望を持ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、一つひとつ努力を積み重ねながら、職員一丸となって、まちづくりに努めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、令和7年度南部町一般会計及び各特別会計予算案15件、条例の制定等13件、令和6年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が6件の、合わせて36件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

はじめに、報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事））」であります。請負代金を追加する変更契約の締結について、専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号））」であります。青果物相場の高騰が続いたことにより予算不足が生じる可能性があったため、受託販売代金などの増額分として歳入歳出予算の総額に4億2,800万円を追加し、予算の総額を34億6,503万4,000円とすることについて、専決処分したものを地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第3号から議案第17号までの、令和7年度南部町各会計当初予算についてであります。本職からは予算の編成方針と一般会計予算の概要について説明いたします。

令和7年度の予算編成にあたりましては、定年延長や人事委員会勧告による人件費の増額のほか、エネルギー価格・物価の上昇、施設管理や民間委託費の継続的な増額などが見込まれ、より一層の歳出削減と創意工夫に取り組む必要があることを踏まえ、法令に基づき実施する事業を除いては、ワイズスペンディングを基本とし、いわゆるワイズスペンディング、賢い支出、不況対

策などとして財政支援を行う際に、将来的に利益、利便性を生み出すことが見込まれる事業等を選択的に実施していくという意味合いのものであります。町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において事業の未執行や過大見積など、多額の不用額が生じないように、しっかりと予算精査を行うことを基本姿勢として、予算編成を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算の総額は 128 億 2,000 万円となり、前年度と比較しますと 13 億 2,000 万円の増額、率にして 11.5%の増であります。

主な事業といたしましては、令和 7 年度から新たに実施する 0 歳から 2 歳までの保育料の無償化のほか、これまでの学校給食費や子ども医療費の無償化などを継続し、子育て支援事業に約 2 億 1,000 万円、キャッシュレス決済によるスマート窓口や各種証明書のコンビニ交付業務、自治体システム標準化対応業務などを継続する DX 推進事業に約 1 億 4,000 万円、導入から 10 年以上が経過した現在の防災行政用無線をデジタル新方式または携帯電話会社の通信網を利用した無線設備に全面更新する防災行政用無線更新工事に約 8 億 7,000 万円、旧福田集会所跡地に予定している重機車庫の建設事業に約 2 億円、令和 8 年度末のオープンを目指して南部支所の建物の改修を進めている展示収蔵施設の整備事業に約 3 億 5,000 万円などを計上しております。

以上、概要のみの説明とさせていただきます、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 18 号「南部町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について」であります。道路交通法との整合が取れていない条文等を整理するとともに、交通安全に関して町が実施すべき事項を明文化するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 19 号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、勤務時間に配慮すべき職員の対象範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 20 号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、令和 7 年 4 月 1 日以後の職員の給料月額及び諸手当の支給額などを改めるものであります。

次に、議案第 21 号「南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 22 号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります
が、手数料の免除対象を明確にするほか、字句を修正するなど、所要の改正を行うものでありま
す。

次に、議案第 23 号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について」であります、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する
内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による保
育事業に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例の制定について」
であります、福地老人福祉センター、多目的研修センター及び特用林産物加工センターの3施
設について、老朽化に伴う解体を予定していることから、これらの施設を廃止するため、関係す
る3つの条例について、廃止又は該当条項の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「南部町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」
であります、令和7年3月31日をもって名川デイサービスセンターを廃止するため、所要の改
正を行うものであります。

次に、議案第26号「南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定に
ついて」であります、物価高騰や人件費の引き上げによる経費の増加に対応するため、チェリ
ウスの宿泊料を10%程度引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第27号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について」であります、消防団員の定数を実状に即した人数に改めるほか、よ
り柔軟な体制で団員を確保できるようにするため、団員の資格についての規定を改めるなど、所
要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「南部町犯罪被害者等支援条例の制定について」であります、犯罪被害者
等基本法に基づき、犯罪被害者等が必要とする支援を提供するための施策を総合的に推進し、犯
罪被害者等を共に支える地域社会の実現を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第29号「町道の路線変更について」であります、県営南部町地区中山間地域総合
整備事業の工事完了に伴い、町道の起点及び終点が変更となる4本の路線について、道路法の規
定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号「指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他2施設）」でありま
すが、令和7年3月31日で指定期間が終了する農林課所管の3つの施設について、令和7年4月

1日から令和10年3月31日までの3年間、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

次に、議案第31号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）」であります。今年度の事業費の確定や決算見込みに基づく不用額を減額し、今後、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設整備修繕等を行っていくため、公共施設整備基金に1億8,291万2,000円を積立するなど、歳入歳出予算の総額から1億9,686万円を減額し、予算の総額を120億2,182万7,000円とするものであります。

次に、議案第32号「令和6年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。給食の提供実績及び決算見込みに基づく不用額並びに人件費の不用額を減額するものであり、歳入歳出予算の総額から442万円を減額し、予算の総額を1億8,558万円とするものであります。

次に、議案第33号「令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」であります。決算見込みに基づき施設の維持管理費用を減額するなど、歳入歳出予算の総額から27万9,000円を減額し、予算の総額を1億1,322万1,000円とするものであります。

次に、議案第34号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。長期入院患者の増加等に伴う療養給付費負担見込額の増や高額療養費見込額の増に対応するため、保険給付費を増額するなど歳入歳出予算の総額に7,135万1,000円を追加し、予算の総額を22億8,502万8,000円とするものであります。

次に、議案第35号「令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。介護サービスの利用実績及び決算見込みに基づき保険給付費を減額するなど、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から2億2,377万5,000円を減額し、予算の総額を27億3,382万9,000円とするとともに、介護予防支援事業の利用者減に伴い、介護予防サービス計画費作成委託料を減額するため、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から36万7,000円を減額し、予算の総額を552万6,000円とするものであります。

次に、議案第36号「令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。広域連合に納付する医療保険料負担金の増額など、歳入歳出予算の総額に158万4,000円を追加し、予算の総額を2億9,755万9,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒原案のとおり、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申

し上げます。

なお、会期中に財産の取得についての議案1件、南部町教育委員会教育長の任命、南部町教育委員会委員の任命、南部町農業委員会委員の任命、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任、南部町大字平財産区管理会委員の選任、南部町大字平字下平外十四字財産区管理会委員の選任、人権擁護委員の候補者の推薦についての人事案件7件、合せて8件を追加提案させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月5日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時44分）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

第 1 3 0 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第130回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

1 番 沼 畑 俊 吉

1. 南部町のさらなる発展と繁栄を目指す商工業政策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 館 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君

商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター参事	岩間雅之君
市場次長	留目俊孝君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	主査	佐々木慶
------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第130回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

1番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1番 沼畑俊吉君 登壇）

○1番（沼畑俊吉君） まずは、いつもどおり皆さんに感謝と敬意の気持ちを払うことを最後まで持ち続け、質問を頑張りたいと思います。

最初に、先月末から行方不明となっている町民の方の一刻も早い発見、また、ご家族、関係者のご心労が収まる日が早期に訪れることを強く願っております。

さらに、三戸警察署や町の防災行政の方々、そして、消防団の搜索活動に対して感謝と敬意を表したいと思います。

また、先日お亡くなりになった元町議の工藤光幸さんに際しては、心から哀悼の意を表するとともに、町政に尽力されたご功績に対し、心から感謝と敬意を表したいと思います。

今回の私の質問のテーマは、南部町のさらなる発展と繁栄を目指す商工業政策です。

まずは質問理由から述べさせていただきます。

コロナ収束後においても、世界的な気候変動や国際紛争、エネルギー価格の高騰、食糧不足など、非常に不安定な複雑な要素が多く存在しております。国内では物価高が続いており、それに見合う賃金の上昇がいま一步及ばない状況となっており、止まらない都市部への人口流出が進む地域経済には決して楽観できる状況ではないと思います。また、他地域同様に、当町においても人口減少、少子高齢化、農業、商工業、介護、医療の諸課題が山積しているのも事実だと思います。

若者やこれから生まれてくる子供たちの未来を明るくするには、どうやったら解決につながるのか、なかなか兆しが見えないところでもあります。

しかし、合併20年を迎えた我が南部町のまちづくりは、着実に実績と成果を上げ、町民の誇りを深め、ほかの町村からも注目されるべき取組が増えてきているのではとも感じております。

ご存じの一つのランキング調査の結果ではありますが、「住みたい街」青森県内において第2位になったことにも表れていると思います。

私に伝わる町民の声の中には、将来の地域社会に対する不安や課題解決に向けた要望の声は確かに多くありますが、一方で、行政や町政への期待の声も多いのでは感じております。

そうした背景には、福祉、医療、介護サービスの充実、子育て、教育環境の支援に積極的に施策を進め、防災行政、産業施策においても住民の安心ややりがいの創出に多くつながっているのだからではないかとも考えます。

町長がよくおっしゃる「南部町に住んでよかった、住みたい、住んでみたい南部町」を追求し、10年、20年先の将来を見据えたとき、町の実績、地域資源を生かし、さらなる地域経済の発展を目指し、さらに挑戦する時期に来ているのではないかと思います。

その一つの方策として、より積極的な企業誘致を進めることが重要ではないかと考えます。

言うまでもなく、企業の進出は地域の雇用創出、所得増、人材の流入を生み出し、税収を増加させ、行政サービスの充実へとつながる好循環を生み出します。

逆に、今後の国際情勢や経済状況により、撤退リスクもあります。

しかし、近年は生成AIの進化や自動運転などの技術革新により、働き方や産業構造がさらに大きく変化する転換期にあります。将来、核融合技術や多種多様なエネルギー産業の集積地となり得る青森県、先日、半導体企業の誘致にさらに力を注ぐ方針が示されました。今朝の新

聞でも、企業誘致に関する要件緩和の記事が載っておりました。

圏域の八戸市においては、水素社会を見据え、新たなエネルギー供給産業の準備を進めていることは、隣の南部町にもチャンスや波及効果をもたらす可能性があると思われます。

そうした中で、南部町の農業、観光、気候、立地性などの地域資源や若手商工業者、若手農業者の貴重な人材を活かした都市部に依存しない南部町にしかできない産業構造を形成するチャンスではないでしょうか。

また、産業発展だけではなく、少子高齢化や物価高騰、経営者の担い手問題、農業の耕作放棄地、空き家問題などという全国的に共通する諸課題においても、誘致する企業にもよりますが、社会課題解決につながる道が開かれる可能性が大きいと考えられます。

具体的な誘致企業の例として、私の浅はかな参考情報ではありますが、全国規模で展開する農業法人や植物工場も増えております。植物工場では、野菜と魚を同時に育てる技術も進んでおります。また、津波の被害がない立地とバイオマスなど、自然や水、気候の特徴を生かし、地域資源からエネルギーを生み出し、山間地でデータセンターを稼働させている事例もあります。また、副業や週休3日など働き方も変わる中、国が進める2拠点居住政策においても、歴史や文化、新鮮な空気、風景や静かさを生かして、子育て環境が充実し、交流が得意な南部町として、オフィスやオンライン学校を補完するリアルな学びの場やアクティビティや子供の娯楽施設など、遊休地の活用や廃校の活用などが考えられ、想像が膨らみます。

南部町で生まれてよかったと、どこかで郷土に感謝を胸に若者が大学や社会に巣立つこの春、未来に地元就職のチャンスを大きく広げてあげられる可能性に、斬新な企業誘致を考えてはいかがでしょうか。

それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

まず最初に、商工業政策の実績と方向性についてお尋ねします。

これまでに実施された主な施策の取組とその成果について伺います。

次に、今後の施策はどのように進めていくのか、具体的な方針を伺います。

(2)の質問として、企業誘致の現状と課題についてお伺いします。

1つ目に、南部町が現在進めている企業誘致の取組について、以下の点を中心に伺います。

1つ目は、企業誘致の窓口や人員体制、2つ目は、これまでのプロモーション活動や優遇措置、3つ目に、誘致された企業の具体例と成果です。

次に、企業誘致を進める上での主な課題や障害について伺います。

最後の3つ目の質問については、今後の企業誘致の方針と戦略について教えてください。

1つ目に、町は今後どのような方針で企業誘致を進めていくのか伺います。

工業団地の増設や新たな用地の検討はあるのでしょうか。具体的な企業誘致対象業種の想定はあるのでしょうか。

2つ目に、今後検討される具体的な企業誘致策や支援策について伺います。

3つ目に、誘致条例の改善に関するご検討状況について伺います。

現行の誘致条例では、想定される業種が限られていますが、南部町の地域資源の特徴や時代のニーズに対応した条例改正のお考えはあるのでしょうか。

最後に、南部町の企業誘致に関するこの質問を通じて、この町が持つ可能性と課題に対する打開策としての企業誘致に理解を深め、一步を踏み出すきっかけや検討材料となれば幸いです。

今後も引き続き南部町の魅力を発信し、企業誘致の取組を進めていただきたいと思います。

ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑俊吉議員にお答え申し上げます。

まず、商工業政策の実績と方向性についてであります。近年、実施した主な商工業政策の取組では、1つ目といたしましては、商工業振興事業として、創業または第二創業をする者に対し「創業事業費補助金」を、営業店舗等の増改築または修繕に対し「営業店舗等リフォーム補助金」を交付し、新たな事業に参入する事業者や集客増を目指す事業者への支援を実施しております。

2つ目といたしましては、中小企業金融対策事業として、小規模事業者経営改善資金融資制度による借入金の利子分を補給する「小規模事業者経営改善資金利子補給金」や、公的資金融資制度による借入に当たり、青森県信用保証協会に支払う保証料を補給する「中小企業融資制度保証料補給金」を交付し、事業拡大や経営継続を目指す事業者の経営負担の軽減を図り、事業者が融資を受けやすくするための支援を実施しております。

3つ目としましては、買物弱者対策事業として、町商工会が実施する「宅配事業」及び「移動販売サービス事業」に対し補助金を交付し、町商工会の経費負担の支援を実施しております。

この事業では、お住まいの近くに買物ができる店舗がなく、生活に必要なサービスを受けることに困難を感じる町民の皆様に対する支援だけではなく、間接的ではありますが、本事業に参画している事業者から商品を仕入れることにより、売上げの貢献という面でも支援できているものと考えているところであります。

これらの事業のほかに、その時々为社会情勢の変化に対応した施策も実施しております。

令和元年度においては、消費税率の改正に伴う軽減税率対策事業として、複数税率に対応するレジ等の導入に係る支援をしております。

令和2年度からコロナ禍の収束が見えた令和4年度までは、感染症対策事業として、感染症拡大防止に係る備品の購入に対する支援、コロナ禍での新規創業または事業継続のための新たな取組を行う事業者に対する支援、売上げの減少に直面した事業者の固定経費負担を軽減することで事業の持続化を図るための支援など、コロナ禍における緊急的な事業者支援も実施しております。

さらに、集客や売上げに苦心する事業者に対し、販売促進に対する必要な経費を支援する「商工業事業者販売促進事業費補助金」については、感染症対策事業のみならず、物価高騰対策事業として継続して実施しております。

また、物価高騰対策事業として令和4年度から令和5年度にかけて、従業員の人数に応じた支援金を交付しております。

あわせて、町商工会にもご協力いただきながら「特別プレミアム商品券」の販売や国の給付金等の交付対象世帯以外に「町民生活支援商品券」を、全ての町民の皆様に「物価高騰支援商品券」を交付するなど、町内店舗で利用できる商品券を発行することにより、町民の購買意欲を活性化させ、事業者を側面から支援する事業も実施しております。

今後の商工業政策を進めるに当たっての具体的な方針についてであります。まず現状において、商工業が抱える課題としましては、少子高齢化や人口減少に伴う購買人口の減少、町内外の量販店への購買人口の流出、インターネットショッピングの増加などによる購買行動の変化などが挙げられます。また、個人事業主の高齢化や後継者不足、労働人口の町外流出なども大きく課題となっており、今後におきましても、労働人口の減少は進行していくものと考えております。さらに、最近では、人件費、物価・燃料費の高騰などの影響により、賃金や仕入価格、輸送コストが事業者の経営を大きく圧迫しております。

町では、現在、少子高齢化・人口減少対策に注力しており「0歳から大学卒業まで」切れ目なく、町独自の手厚い支援を継続的に実施し「小・中学生の修学旅行費用の無償化」のほか、

小学生のランドセルや中・高校生の制服の購入費用を補助する「入学支援金事業」の実施、また、子育て世代の若い方が安心して住み続けられるよう「（仮称）第3あけぼの宅地分譲」の実施に向けて準備を進めております。

たびたび話題にしておりますが、当町は「住み続けたい街」自治体ランキングにおいて、青森県内40市町村中、弘前市に次ぐ第2位に、また、「街の幸福度」自治体ランキングにおいても40市町村中、第4位になりました。

これは、当町が継続的に取り組んでまいりました子育て環境の整備や物価高騰に対する生活支援、移住・定住支援などの取組をご評価いただいたものであると考えております。

今後も、国や県と連携しながら「子育てにやさしい町・南部町」のさらなる充実を図るとともに、移住・定住支援に努め、少子高齢化・人口減少に歯止めをかける施策を実施し、間接的に町商工業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

また、商工業に関する施策としましては、町民及び事業者との協働、事業者の育成や強化、町商工会や商工業団体と連携強化による事業者の経営改善支援、創業及び事業承継などの伴走型支援、地産地消の促進や地域産業資源の活用による地域活性化への取組を推進していくほか、これらの事業展開と並行しながら、引き続き社会情勢の変化に対応した施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の現状と課題についてであります。企業誘致の取組については、当町の企業誘致の体制としましては、担当窓口を商工観光課に置き、人員は、ほかの業務と兼任している職員1名が担当しております。

企業誘致に対するこれまでの誘致活動ですが、福地工業団地の販売終了以降からは、主に町所有の遊休地への企業誘致を進めており、県・金融機関・既存誘致企業などから事業拡大や工場建設を検討している企業の情報を得ながら、個別の企業誘致を行っております。

誘致企業に対する優遇措置であります。国・県の優遇措置と各種税金の減免・特別措置だけでなく、工場誘致条例で規定している立地・操業・雇用の奨励金の交付など、町独自の優遇措置、固定資産税の減免や特別処置により、誘致企業の初期投資費用の軽減を図っているところであります。

誘致企業の具体例であります。現在において当町に誘致した工場は9件で、具体的には、多摩川精機株式会社を含む関連会社が4工場、株式会社ミナミ、有限会社名川製作所剣吉工場、有限会社百目木工業、三信包装株式会社増設工場、そして、昨年7月に曽我バイオマス発電株式会社を誘致企業として指定したところであります。

誘致企業の成果では、経済センサスの統計データで申し上げますが、南部町合併時の直近である平成19年度統計では、従業員数が745人、製造品出荷額が約125億円。

大型企業が町から撤退したことによる影響を大きく受けた平成21年度統計では、従業員数が435人、製造品出荷額が約44億5,000万円まで落ち込んでおります。

大型企業が撤退した工場に新たな企業を誘致した以降の平成26年度統計では、従業員数が629人、製造品出荷額が約166億円まで回復し、最新の令和3年度統計では、企業内の再編やコロナ禍の影響もあり若干減少しましたが、従業員数が527人、製造品出荷額が約126億円と推移しているところであります。

大型企業の撤退により影響を大きく受けた時期もありましたが、企業誘致により約200人の雇用と年間約100億円の経済効果があったと推計できるものであります。

次に、企業誘致を進める上での主な課題と障害（リスク）についてであります。1つ目としましては、労働力・人材の確保であります。

誘致活動を進める中で、多くの企業の担当者からは、東北の方々は、真面目で黙々と働く人材が多いと高い評価をいただいておりますが、現状において、少子高齢化などによる労働人口の減少だけでなく、開発や設計などの専門的知識を有する優秀な人材の多くは、東京などの首都圏に流出するなど、当町に限らず多くの自治体において共通の課題となっております。

2つ目といたしましては、誘致企業が町から撤退する可能性があるということでもあります。

当町においても、大型企業の撤退の際に、約250人の雇用を失った町への衝撃と影響は、想像以上のものでありました。

町では、現在の少子高齢化・人口減少対策と移住・定住対策を強化しながら、継続して誘致活動を推進してまいりたいと考えてございます。

人材不足の中で、先般、名久井農業高校の卒業式に行ってまいりました。そのときの3年生の就職組の方々の就職先を見ましたら、県外に就職する人は1名だけ、あとはほとんどが県内に就職するというデータを見まして、以前よりは少し地元のほうに就職を、地元に残るという方々も増えつつあるのかなと思っておりますので、そういう部分を加味しながら、企業誘致にまた取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、今後の企業誘致の方針と戦略についてありますが、今後の企業誘致の方針については、主に町が所有している遊休地への企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

町が誘致活動をする上で、具体的な対象業種の想定については、工場誘致条例に規定する工業・製造業などの14業種を主に想定しておりますが、当町にとって、雇用を拡大することがで

き、産業振興の発展を見込める可能性が大きい企業とのご縁ができた場合には、新たな業種についても柔軟に対応する必要があると考えております。

今後の企業誘致対策や支援策についてであります。現状の誘致活動や既存誘致企業への支援を強化していくほか、新たに企業を誘致する際には、個々の企業の立地条件などのニーズに合わせた「オーダーメイド方式」により誘致活動を実施してまいりたいと考えております。

町の地域資源の特色や時代のニーズに対応した条例改正の検討状況についてであります。町の強みである農業に関連する工場、特に、地域校である名久井農業高等学校での研究により、実用化できる商品を製造できる工場を誘致することは、産学官連携事業としての付加価値を高めることができるものと考えております。

また、工業都市である八戸市の隣接地という立地条件を活かした物流拠点なども今後発展する可能性が大きい業界であるほか、有望な産業であるＡＩ技術、次世代のエネルギーの主力として注目されている水素関連、ワクチンや薬品など供給不足による増産が見込まれる医薬品関連など、時代のニーズに対応した企業に対し誘致活動を強化してまいりたいと考えております。

工場誘致条例の改善につきましては、今後の誘致活動を実施するに当たり、改正する必要性が生じた場合は、時代やニーズに合わせ、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。その際には、議員の皆様にお諮りすることになりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、現状においては既存誘致企業へのフォローアップを優先するとともに、新たな企業誘致に向けて、国や各種業界の動向を見極め、的確な情報を収集した上で、優良な企業誘致に推進してまいりたいと考えております。

工業団地的に整備する場合は、やはりまだリスク的な課題もございます。六戸町にある県の事業、金矢団地、ここは大変、まだまだ苦戦しておりまして、半分にも満たないという中で、その分は町が払っていかねばならないという部分もございますので、できる限り、今、町では様々な大きな事業も展開していかねばならない課題がございます。できるだけ学校跡地、また遊休地、そういう部分を優先的に何とか活用できるような誘致企業については、積極的に取り組み、そしてまた、情報をいただいて、先ほど申し上げましたオーダーメイド方式、本当にその企業が来てくれるということが確実になるのであれば、多少お金をかけてもある程度立地企業さんのほうとの調整をしながら進めるというのも、手段の一つとしては、私はいい方法でもあるのではないかなと思っておりますので、これからも情報収集と、また私たちが提供できる建物、土地、こういうものをしっかりと整理しておく必要があると思っておりますの

で、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 町長、非常に丁寧な、前向きなご答弁をありがとうございました。

（１）に関しては、商工業政策全般を聞いたんですけれども、忘れつつあるコロナ禍の中、そして、物価高騰の中で、住民に少しでも経済の支えができた実感が、あのときあったのではないかと思います。思い返しながらか答弁を聞いていました。

非常に南部町は施策に工夫があつて、やっぱり住民を活かし、さらに事業者を活かしという観点が非常に工夫されているなと思ったところです。

再質問なんですけれども、（１）に関して、重ね重ねになりますが、より重要性を認識している施策がありましたら、お答えをお願いしたいと思います。

（２）に関してなんですけれども、既存の誘致企業が、先ほども126億円とかという金額が示されましたが、町にとっての税収面での重要性をどのように捉えているのでしょうか。

3つ目の最後に、重ね重ねで大変恐縮ですが、改めて企業誘致に対する、先ほどもいただきました、町長の思いをいま一度お聞かせ願いたいと思います。

以上、3つの点について再質問をいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、1点目でございますけれども、今まで取り組んできている商工業関係の支援、これは、最初はコロナ禍という中で、大変な事業者の皆さん、また町民の皆さん自身も全体的に大変苦労されました。そういう中において、何とかコロナを乗り切ろうと、そういう部分で様々な支援も行い、また商工会さんのほうからもご提案をいただいて取り組んでいるわけでございます。

本来は、コロナ禍が収まったら、様々な支援は一回見直しをしなければならないかなというふうに思っておりましたけれども、今度は待ったなしで物価高騰と、そういう状況になりました。そのことから、今までコロナ禍対策支援という部分を物価対策支援というふうに切り替えて、50%のプレミアム商品券もそうなんですけれども、当初はコロナ禍に対応の支援、それを現在は物価高騰対策支援というふうな形で継続をしております。

ただ、何から何までができるわけでもないんですけれども、今日まで取り組んできている部分については、それなりの効果も出ていると思っておりますので、もう少し続けて、財政状況がどうなっていくのか、国のほうの交付金がどうなっていくのか、そういう部分も見ながら取り組んで、工夫を出していかなければならないと思っております。

2点目でございますが、企業誘致、税収面、これは企業誘致3年ほど固定資産税の免除、また営業資金の支援金、そういう部分も町から当然出るわけですが、その後については、固定資産税というのがしっかりと入ってくるわけでありますので、長い目で行くと、やはり町有地があって、しっかりと固定資産が入り、そして従業員の確保がされて、雇用にもつながっていくと、これが一番理想になってくると思いますので、ただ、そこで、どれだけの企業の方々が私どもの南部町に実際来てもらえるか、来るかという話になったときに、どこまでの件数ぐらいがあるのかと、これがある程度の件数が確認できれば、そういう前に進んでいくということも考えていかなければならないと思えますし、まだ今のところ、進める部分と将来のリスク、これも我々は考えておかなければならない。そうなったときに、土地の提供にしても、既存の土地を、跡地を有効活用するというのが一番削減できる誘致方法ではないかなと思っておりますので、今、数社、もうほんの数社ですが、学校関係のほうを見に来ているところは何社かございます。

それがどういう会社なのか、どういうふうに考えているのか、まだそこは確認はしていませんので、ある程度は担当者レベルのほうで多少は情報を流したりしているはずですが、そういうのも多少は出ているというのも現実にあります。これから詳細になっていった場合、どのように進んでいくかというのはこれからになると思いますので、いずれにしても我々も、地元にもしっかりと誘致すると。そして、私、以前から申し上げておりました八戸、非常に私どもの南部町は通勤可能な位置であります。ですから、南部町に住んでもらって、八戸に通ってもらうと。子育て支援、様々な支援、農業支援、様々な部分では、他町に劣らない支援をしていると思っておりますので、そういう全てが南部町に移住でなくても、南部町から八戸に通勤する、そういう雇用の確保といいますか、そういうことも考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。

これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時44分）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

第 1 3 0 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第130回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年3月6日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事）)
- 第 2 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）)
- 第 3 議案第 3 号 令和7年度南部町一般会計予算
- 第 4 議案第 4 号 令和7年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第 7 号 令和7年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第 8 号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 9 号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 第 10 議案第 10号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 第 11 議案第 11号 令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 12 議案第 12号 令和7年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 13号 令和7年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 14号 令和7年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 15号 令和7年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 16号 令和7年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 17号 令和7年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 18 議案第 18号 南部町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 19号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 20号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 21号 南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 22 議案第 22号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第 23号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 24号 南部町老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 第 25 議案第 25号 南部町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 26号 南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第 27号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第 28号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 29 議案第 29号 町道の路線変更について
- 第 30 議案第 30号 指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他2施設）
- 第 31 発委第 1号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 発委第 2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	主 査	佐々木 慶
---------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第130回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） おはようございます。

説明資料の4ページをお開き願います。

報告第1号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和7年1月31日、工事名は福地橋橋梁補修7号工事、工事場所は南部町大字苦別地内、契約の相手方は南部町大字苦米地字殿村9番地5、夏堀工務店株式会社、代表取締役、夏堀陽子。

変更前の請負代金8,934万2,000円に、請負代金の0.91%に当たる81万4,000円を増額したものです。

変更内容の主なものは、仮受けブラケット及び支承ベースプレートの寸法変更、交通誘導警備員の増によるものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（藤原正利君） 議案書の9ページをお開き願います。

報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号））」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、歳入歳出における増額について、令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を補正する必要性が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

10ページをお開き願います。

専決第2号「令和6年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）」は、第1条、予算の総額に4億2,800万円を追加し、予算総額を34億6,503万4,000円とすることについて、令和7年2月10日付で専決処分を行っております。

18、19ページをお開き願います。

歳出、1款受託費1項1目受託販売代金は、4億円を追加し、支払代金の不足に対応したものでございます。

2 段目、1 款市場費 1 項 2 目一般管理費 24 節積立金に 2,800 万円を追加しております。

16、17 ページにお戻り願います。

歳入、1 款 1 項 1 目受託販売収入に 4 億円を追加、下段の表、1 款 2 項 1 目受託販売手数料に 2,800 万円を追加し、財源としたものでございます。

以上のとおり専決処分したことにつきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。報告第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎議案第 3 号から議案第 17 号の上程、委員会付託

○議長（工藤正孝君） お諮りします。日程第 3、議案第 3 号から日程第 17、議案第 17 号までの令和 7 年度南部町各会計予算 15 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第3号から議案第17号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案15件は、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第3号から議案第17号までの議案15件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。
本日、本議会終了後、この議場において予算特別委員会を開催しますのでご了承願います。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第18号「南部町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第18号「南部町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、道路交通法に整合性の取れていない条文等を整理するとともに、交通安全関係団体への支援、町による交通安全広報の実施及び交通死亡事故発生時の措置について明文化するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、（１）では、自動車運転時のシートベルト及びチャイルドシートの着用並びに自動二輪車等利用時のヘルメット着用に関しまして、法令で義務化されているため、当該規定を削除するものです。

また、新たに3つの規定を加えておりまして、（２）では交通安全団体の活動に対する支援に

について、（３）では町の広報活動について、（４）では交通事故等発生時の町の対応等について新たに規定を加えております。

施行日は公布の日です。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第19号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第19号「南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨及び内容であります。仕事と生活の両立支援の拡充を目的とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の勤務時間に配慮すべき子の対象を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に範囲を拡大するほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、①職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認を行うこと。②職員が40歳に達する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に関する情報を周知すること。③介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する研修の実施や相談体制を整備するなどの勤務環境の整備に関する措置を行うことを新たに規定するため、所要の改正を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日で、所要の経過措置を設けます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第20号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第20号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨であります。青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、令和7年4月1日以後における職員の給料月額及び諸手当の支給額等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

2の内容、諸手当の改正の具体的内容ですが、①扶養手当は配偶者に係る手当6,500円を廃止し、子に係る手当1万円を1万3,000円に増額するものですが、令和7年度に限った経過措置として、配偶者に係る手当は3,000円を支給し、子に係る手当は1,500円増額の1万1,500円とするものであります。

②地域手当は、現在支給されている職員はおりませんが、級地区分を6段階から5段階にするとともに、支給割合を改めるものであります。

③通勤手当は支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ、新幹線通勤等の規定を新設するものであります。当町では、通勤に自家用車を利用する職員が大半であり、新幹線を利用する職員はおりません。

④単身赴任手当は採用時から支給可能とするものであります。

⑤管理職員特別勤務手当は、平日の場合の支給対象時間帯について、午前0時から午前5時までの間としているものを、午後10時から午前5時までの間に拡大するものであります。

⑥住居手当及び寒冷地手当は、これまで支給対象ではなかった定年前再任用短時間勤務職員等にも支給することとするなど、それぞれの手当について所要の改正を行うものであります。

次に、行政職及び医療職の給料表の改正ですが、行政職給料表を例にすると、3級以上各級の初号の給料月額を引き上げるなど、給料表の号給について所要の改定を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日で、所要の経過措置を設けます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第21、議案第21号「南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課参事(西舘昌男君) 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第21号「南部町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨及び内容であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例で引用している条項番号にずれが生じるため、これを改めるほか、法改正により、令和7年度から国家公務員等に支給される旅費の種別及び金額等が大幅に見直しされることについて、当町においては、青森県の改正に合わせて規定を見直すこととし、現時点では改正前の法律の規定に準じた扱いを継続できるようにするため、関連する規定を改めるもので、改正による旅費支給の内容の変更や影響は

ありません。

施行日は令和7年4月1日です。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第22号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第22号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、手数料の条例規定について、現行の運用上の取扱いを条文上明確

化するほか、字句の修正等所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、（１）手数料の免除対象を明確に規定するため、「公費の扶助を受けている者」を「生活保護法による保護を受けている者」に改めるものです。

免除の対象を分かりやすくする観点から、実務で運用している現在の取扱いに即した形に改めるものでございます。

施行日は公布の日です。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、議案第23号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第23号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正」並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正」に伴い、同基準に従って規定している本条例について、所要の改正を行うものです。

2の改正内容ですが、第1条では、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となっており、改正内容1点目は、連携施設の確保に係る経過措置を延長するもので、地域型保育事業の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と町長が認めるときは、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は連携施設を確保する必要がないとされていますが、経過措置が今年度末で終了するため、さらに5年間延長するものです。

改正内容2点目は、保育内容支援及び代替保育の提供に係る基準を緩和するもので、地域型保育事業の実施条件のうち、保育内容支援及び代替保育の提供について基準を緩和するものです。

1つ目の保育内容支援では、町長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として認めるよう改めるものです。

2つ目の代替保育の提供では、町長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、連携施設の確保を要さないこととするものです。

なお、現在南部町で地域型保育事業の実施はありません。

12ページをお開き願います。

第2条改正では、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっており、改正内容の1点目及び2点目は、先ほどの第1条改正と同じ内容のため説明を省略させていただきます。

改正内容3点目は、管理栄養士を追加するもので、令和7年4月1日から管理栄養士養成施設

卒業者について、栄養士免許の取得が不要となることに伴い、「栄養士」の配置を求めている部分について「管理栄養士」を追加するものです。

なお、こちらの家庭的保育事業に関しても、現在町内での実施はありません。

3の施行日は令和7年4月1日となっております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第24、議案第24号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の13ページをお開き願います。

議案第24号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例の制定について」ご説明

申し上げます。

趣旨及び内容であります。老朽化している施設の解体に向けて、条例の改正及び廃止をするものであります。

まず、第1条であります。南部町福地老人福祉センターを廃止するため、南部町老人福祉センター条例の規定から福地老人福祉センターの名称及び位置並びに使用料を規定している別表を削除するものでございます。

次に、第2条であります。南部町多目的研修センター及び南部町特用林産物加工センターを廃止するため、それぞれの条例を廃止するものでございます。

施行日はいずれも令和7年4月1日です。

議案第24号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第25、議案第25号「南部町デイサービスセンター条例の一部を改正

する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の15ページをお開き願います。

議案第25号「南部町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨及び内容であります。名川デイサービスセンターを廃止するため、現行条例の規定から南部町名川デイサービスセンターの名称及び位置を削除するとともに、第12条で通所介護を引用している条項のずれを修正するものでございます。

施行日は令和7年4月1日です。

議案第25号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第26、議案第26号「南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 説明資料の16ページをお開き願います。

議案第26号「南部町農林漁業体験実習館チェリウス条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、物価高騰や人件費の引上げによる経費の増加により、チェリウスの宿泊料を改正するものです。

改正の内容でございますが、チェリウス1人当たりの宿泊料を、歳入、宿泊や入浴などの施設利用料及びレストランや宴会などの食品売払と、歳出、人件費及び賄材料費の差額相当分を値上げするもので、既存の料金体制から10%程度の上昇幅とすること及びアヴァンセふくちの宿泊料とのバランスを考慮した設定とするものです。

具体的には、別表の洋室2食付き、1室1人、大人料金が8,800円から1,100円増額の9,900円、小学生料金が8,250円から825円増額の9,075円、和室2食付き、1室1人から2人の大人料金が7,700円から1,100円増額の8,800円、小学生料金が7,150円から825円増額の7,975円となっております。

施行日は令和7年6月1日で、適用区分として施行日の宿泊料から適用するものです。

議案第26号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第27、議案第27号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第27号「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨及び内容であります。消防団員の定数を実状に即し、703人を670人に改めるほか、活動意欲のある団員を確保するため、団員の資格について、例えば、現に団員であって、諸事情により町外に居住かつ勤務することとなった場合にあっては、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者は団員の資格を有することを新たに規定するなど、所要の改正を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日です。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第28、議案第28号「南部町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 資料の18ページをお開き願います。

議案第28号「南部町犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が必要とする支援を提供するための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等をともに支える地域社会の実現を図るため、条例を制定するものでございます。

内容ですが、第1条の目的では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、あわせて、犯罪被害者等支援に関する基本事項を定めまして、施策を総合的に推進し、町民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

第2条の定義では、犯罪等、犯罪被害者等、二次被害者等、用語の定義を、第3条の基本理念では、犯罪被害者等を支援するための基本的な考え方を規定し、第4条から第6条の責務では、町の責務と町民並びに事業者の義務を、第7条から第13条の施策では、基本理念に従い、目的を達成するため、相談及び情報提供、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定等、支援の施策を、第14条の支援の制限では、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときの支援制限をそれぞれ示しております。

附則第1項の施行日は令和7年4月1日から適用するものでございます。

また、附則第2項と第3項では、条例10条で規定の犯罪被害者等に対し、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居における特別の配慮を行うため、町営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正しまして、犯罪被害者等を優先的に選考して入居させることを規定しております。

19ページをお開き願います。

条例制定後に南部町犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、条例第8条に規定の犯罪被害者等への見舞金については2つの区分で支給を考えております。遺族見舞金、死亡した者の遺族に対しては30万円、重傷病見舞金、重傷病を負った者に対して10万円です。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第29、議案第29号「町道の路線変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の20ページをお開き願います。

議案第29号「町道の路線変更について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、県営南部町地区中山間地域総合整備事業の工事完了に伴い、町道の起点部及び終点部の位置が変更となるため、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する路線は4路線です。

まず、整理番号1801、その他町道下タ町・伊勢堂下線は、表記載のとおり、終点の位置を変更するものです。

続きまして、整理番号2001、その他町道一ノ渡・前館線は、表記載のとおり、起点及び終点の位置が変わるため、路線名を変更するものです。

続いて、整理番号2111、その他町道館1号線は、表記載のとおり、終点の位置が変わるため、路線名を変更するものです。

最後に、整理番号2112、その他町道中山袖ノ沢線は、表記載のとおり、起点及び終点の位置が変わるため、路線名を変更するものです。

次のページに位置などを示しておりますので、21ページをお開き願います。

整理番号1801、下タ町・伊勢堂下線の説明図面になりますが、上段の位置図は路線全体の位置を示したもので、下段の詳細図は路線全体を拡大した図面であります。

詳細図には変更前の路線を青色の線、変更後の路線を赤色の線として、変更があった起点及び終点の地番は赤字で示しております。

22ページから24ページは、その他の3路線の説明図面となりますが、先ほどの路線の説明と同様に、変更部分を赤字で示しております。

施行日は告示の日となります。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第30、議案第30号「指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他2施設）」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（高森正博君） 説明資料の25ページをお開き願います。

議案第30号「指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他2施設）」について、ご説明いたします。

令和7年3月31日で指定期間が終了する農林課所管の3施設について、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設は、名川チェリーセンター、なんぶふるさと物産館、南部町農畜産物加工処理施設そばの里けやぐの3施設で、指定管理者となる団体の名称等はこれまでと同様でございます。

なお、南部町名川特用林産物加工センターにつきましては、高齢化により会の運営が困難となったため、令和5年5月25日に指定管理を解除し、直営管理をしております。

また、福地地区の産直施設、ふくちジャックドセンターにつきましては、南部町総合交流ターミナルと一体の施設として、一般社団法人南部町健康増進公社と令和9年3月31日までを期間として指定管理協定を締結しております。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第31、発委第1号「南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は説明を省略することに決定しました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第32、発委第2号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は説明を省略することに決定しました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月14日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時44分)

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）

第 1 3 0 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第130回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月14日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 3号 令和7年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第 4号 令和7年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第 5号 令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 7号 令和7年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 8号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 9号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 第 8 議案第 10号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第 11号 令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 10 議案第 12号 令和7年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 11 議案第 13号 令和7年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 12 議案第 14号 令和7年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 15号 令和7年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 16号 令和7年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 17号 令和7年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 31号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 第 17 議案第 32号 令和6年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 議案第 33号 令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第 34号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 20 議案第 35号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 21 議案第 36号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 22 常任委員会報告
- 第 23 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

- 追加第2 議案第37号 財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書及び指導用教材）
- 追加第3 議案第38号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 追加第4 議案第39号 南部町教育委員会委員の任命について
- 追加第5 議案第40号 南部町農業委員会委員の任命について
- 追加第6 議案第41号 南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について
- 追加第7 議案第42号 南部町大字平財産区管理会委員の選任について
- 追加第8 議案第43号 南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について
- 追加第9 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（2名）

14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
-----	---------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課参事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税務課参事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農林課長	高 森 正 博 君

商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター参事	岩間雅之君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局長	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	主	査	佐々木	慶
------	------	---	---	-----	---

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第130回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第3号から議案第17号の上程、報告、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1「議案第3号」から日程第15「議案第17号」までの令和7年度南部町各会計予算の議案15件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、山田賢司君。

○10番（山田賢司君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

3月6日の本会議において本委員会に審査を付託されました、議案第3号から議案第17号までの令和7年度南部町各会計予算15件につきましては、11日及び12日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第3号から議案第17号までの議案15件は全会一致により全て原案のとおり可決としました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号から議案第17号までの議案15件を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第3号から議案第17号までの議案15件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第31号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） おはようございます。

それでは、議案書をご用意いただきまして、155ページをお開き願います。

議案第31号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から1億9,686万円を減額し、予算総額を120億2,182万7,000円とするものでございます。

160ページをお開き願います。

上段の第2表繰越明許費は、表記載の2事業につきまして今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で8,102万円を翌年度に繰り越し、実施するものでございます。

その下第3表、債務負担行為補正は、郷土の著名人室（仮称）展示プランニングコーディネーター業務が今年度で完了することから、業務期間を2年間短縮することとし、期間を変更するものでございます。下段の第4表地方債補正は、それぞれの事業費の確定に伴いまして、表記載のとおり限度額を減額するものでございます。

180、181ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明させていただきます。

上段、2款1項6目企画費の18節負担金補助及び交付金は、八戸市民病院から南部町医療センターへの医師派遣回数が増えたことにより、八戸圏域連携中枢都市圏事業への負担金を223万8,000円増額するものです。

5行目、10目地域交通対策費の18節負担金補助及び交付金は、国庫補助路線などに係る路線バス運行経費が増額となったことから、生活交通路線維持事業補助金を32万8,000円増額。路線バスの上限運賃の変更により、定額化している町内区間運賃との差額が大きくなることから、路線バス町内区間定額化事業補助金を89万9,000円増額するものでございます。

7行目、13目基金管理費の24節積立金は、説明欄の1行目、今年度において追加交付された普通交付税のうち、来年度以降の臨時財政対策債償還金分として算入されました3,819万2,000円を減債基金へ積み立てるもの。

2行目、このたびの補正により生じた余剰財源を将来の公共施設の整備等へ向け、1億8,291万2,000円を公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

次のページ、182、183ページをお開き願います。

中段、2款2項1目税務総務費の18節負担金補助及び交付金は、説明欄記載の交付金の1行目、物価高騰対策である所得税3万円、住民税1万円の定額減税において、減税しきれない分を調整給付する定額減税調整給付金の確定に伴いまして1,516万円を減額するものでございます。

続きまして、184、185ページをお開き願います。

上段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料は、システム標準化におけるベンダーによるパッケージ開発の難航により、実施期間が令和6年度から令和7年度に変更されることから、戸籍総合システム改修業務を1,000万円減額するものでございます。

186、187ページをお開き願います。

下段、3款1項1目社会福祉総務費の、次のページの188、189ページをお開き願います。

上段の1行目になりますが、18節負担金補助及び交付金は、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付などの、住民税非課税世帯等臨時給付金事業の決算見込みによりまして、955万円を減額するものでございます。

3行目、3款1項5目障害者福祉費の19節扶助費は、障害福祉サービス利用件数の伸びなどにより、各給付費について、説明欄記載のとおりそれぞれ増額又は減額を行うもので、合わせて3,760万6,000円を追加するものでございます。

190、191ページをお開き願います。

下段の２行目、３款２項２目保育所費の１９節扶助費は、保育給付費の公定価格改定に伴い、６,０００万円を増額するものでございます。

次のページ、１９２、１９３ページをお開き願います。

下段の１行目、４款２項１目塵芥処理費の１２節委託料は、ごみ収集運搬業務における入札残につきまして、３,３９５万円減額するものでございます。

２行目、２目環境事務組合費の１８節負担金補助及び交付金は、説明欄記載のとおり、一部事務組合における負担金が確定したことに伴いそれぞれ減額を行うもので、合わせて２,４００万円を減額するものでございます。

１９４、１９５ページをお開き願います。

２段目の２行目、６款１項３目農業振興費の１８節負担金補助及び交付金のうち、説明欄記載の補助金の４行目、新規就農者育成総合対策事業は、新規申込者が無かったことから、１,２０７万５,０００円を減額するものでございます。

１９６、１９７ページをお開き願います。

上段２行目、６款１項９目農村整備費の１８節負担金補助及び交付金は、県営事業における事業費の確定などにより、説明欄記載のとおりそれぞれ増額または減額を行うもので、合わせて２１５万２,０００円を追加するものでございます。

１９８、１９９ページをお開き願います。

１行目、７款１項１目商工業振興費の１８節負担金補助及び交付金は、経営支援のための事業補助金などについて、説明欄記載のとおりそれぞれ増額または減額を行うもので、合わせて２３４万１,０００円を追加するものでございます。

３行目、３目観光施設費の１０節需用費は、ふくちアイスアリーナの休止による燃料使用量の減少による実績に基づく決算見込みによりまして、１,１００万円を減額するものでございます。

２００、２０１ページをお開き願います。

中段、８款１項１目土木総務費の１２節委託料は、旧福田集会所の跡地に重機を格納する施設を建設するための設計業務における入札残について、１,１６０万５,０００円減額するものでございます。

下段、８款２項１目道路橋りょう維持費では、降雪や凍結に係る除雪経費として、１０節需用費に凍結防止剤の購入費として５００万円、１２節委託料に除雪業務として３,０００万円を追加するものでございます。

２０２、２０３ページをお開き願います。

上段、８款２項２目道路橋りょう新設改良費の１４節工事請負費は、社会資本整備総合交付金な

どの国庫補助事業における対象事業費の確定などの実績に基づきまして1億5,500万円を減額するものでございます。

204、205ページをお開き願います。

下段の1行目、9款1項1目常備消防費の18節負担金補助及び交付金は、八戸地域広域市町村圏事務組合における人件費の増額に対する負担金として432万円を追加するものでございます。

206、207ページをお開き願います。

上段の2行目、10款1項2目事務局費の14節工事請負費は、旧杉沢中学校解体工事における入札残について、2,300万円減額するものでございます。

歳出の補正につきましては、ただいま申し上げたもののほか、事業費の確定または決算見込みに基づく不用額の補正、特別会計の補正に伴う繰出金の補正などを行い、それに伴う特定財源の調整も行っております。

ページを戻っていただきまして、164、165ページをお開き願います。

歳入の主なものについて説明いたします。

上からの3段、1款町税は、1項町民税から3項軽自動車税について、各税の調定額及び収納見込によりそれぞれ増減額補正をするものでございます。

166、167ページをお開き願います。

4段目、10款地方交付税は、本年度の普通交付税決定額に基づき1億5,798万2,000円を追加するものでございます。

172、173ページをお開き願います。

下段の16款2項1目不動産売払収入は、森越地区分譲地を売却したことにより317万8,000円を追加するものでございます。

174、175ページをお開き願います。

2段目の18款2項3目公共施設整備基金繰入金は、この度の補正により余剰財源が生じたことから、2億9,484万9,000円を減額するものでございます。

下段、21款町債は、第4表の地方債補正に応じ、各目に計上した町債の減額補正を行うものでございます。

歳入の補正では、ただいま申し上げたもののほか、歳出の補正に伴い充当される国・県支出金などの特定財源の調整も行っております。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） ページ数は202ページ、203ページです。8款土木費2項道路橋りょう費の2目道路橋りょう新設改良費の14節工事請負費の1億5,500万円の減なんですけれども、改良舗装工事1億1,850万円とあるんですけれども、これは多分補助事業でやっている路線だとは思ってますけれども、下に16節に公有財産購入費の中でも用地買収費500万円減っているということで、要は路線の用地買収等ができなくて事業をやめたのか、要は路線を、新設改良だと思ってますけれども、路線名等を教えていただければなど。まずそれをお願いします。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（石橋一史君） ただいまのご質問でございますが、少々お待ちください。

8款2項2目、ページは202、203ページの工事請負費ですけれども、まず、説明欄の改良舗装工事、こちらは1億1,850万円の減額となっておりますが、補助事業の路線は虎渡・広場線、上名久井・高瀬地区バイパス道路工事、北本村・南古館線の3路線となっております。こちらにつきましては、当初、国への要望額で計上しておりましたが、交付額のほうが大幅に下回ったため減額となったものでございます。

そのほかに、この中には単独路線で下在所1号線の予算計上も行っておりましたので、こちらは600万円の減額でございます。

それと用地買収費でございますが、こちらは、上名久井・高瀬地区バイパス道路の用地買収費で、実績に基づき減額したもので、用地の反対によるものではございません。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） 分かりました。内容は分かりました。そこでちょっとお聞きしたいのが北本村・南古館線なんですけれども、これはなかなか進捗して、もう工事に入って結構期間が経つんだけど、何か今大体見えてきたような気がするんですけれども、進捗率はどれぐらいになっているのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（石橋一史君） ただいまご質問の北本村・南古館線でございますが、今年度は、国道4号の少し手前のところを工事しており、来年度、国道4号沿いとの接続部分の工事をしまして、その部分は終わりますが、一部、南部中学校の近くのほうに未改良の部分がございます。

進捗率につきましては、今手元に資料がないので後ほどお答えさせていただきます。来年度、令和7年度に国道側4号の接続部分を工事しまして、令和8年度につきましては、先ほどご説明申し上げました中学校側の付近の未改良区間を再度交渉してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） 大体もう完成に近いとは思いますが、今課長のほうから言われましたけれども、南部中のところの用地買収がなかなか進んでいないという話はちょっと私も聞いていまして、可能なかどうかということもあるわけですね。路線を変えるというのはどうか分からないんですが、どうしても用地買収が困難なのかどうかちょっとその辺、多分それが終わると全部、全路線完成になるはずだとは思いますが、頑張っていたかなきゃならないのもひとつだけども、どうしようもないということであればやはり、路線をちょっと変えられるのであればそういう検討もする必要があると思うんですが、その辺についてはどういうふうに考えているのか。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課長（石橋一史君） なかなか用地交渉のほうは難しい状況なんですけれども、再度交渉してみます。現在はまだ舗装していない砂利の状態で、通行によって掘れて凹凸になっていますので、路線変更も難しいとなれば、現道に舗装をすることも考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 185ページです。戸籍総合システム改修業務についてなんですが、システムの標準化というのは、具体的にはどういうことをするんですか。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） ただいまのご質問ですけれども、標準化ということなんですけれども、これまで市町村ごとに様々な市町村独自の様式によって行われていたもの、そのために改修とかそこら辺が高額にかかっていた現状がありまして、それを国統一の標準的な様式に修正しまして、修正とかそういったものがあつた場合にできるだけその費用を抑えていくというような、費用を抑えるために標準化を進めているものでございます。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） いろんなシステムがあつて、それぞれにそれぞれの自治体の仕様があつて、それは私もずっと前からそういう認識ではあつて、それを扱えるのはそのシステム開発した会社であつたり本人であつたり。ですから、ここちょっと高いよね、ほかに頼めないのかなつていうと、第三者がシステム開いてみても訳が分からないという、私はそういう認識だったんです。ですから、ほとんどそのシステム依頼したところの言い値でもって、そのたびそのたびに予算計上してお支払いしてきたというのが私の認識だったんです。それって、何かひどいよねっていう、問題意識は議員の中にも随分前からあつたんだっていう認識は私にもあります。ところが、標準化しました。例えばいろんな言語の統一をするのか、もっとシステムの組み方を統一するのか、私にはあまりよく分からないんですけれども、例えばこれ標準化が完了しました、そうすると、今後は、願わくば町の職員でもってそういうプログラムシステムが分かる人がいたりすれば、大体、外注しなくても書き直すことはできるのかなと。それがすごくいいことだと私は思っているんですけれども。ここで改めて伺います。標準化が完了をした後は、そのシステムはどういう管理をされるようになるんですか。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 標準化を進めた後の管理ですけれども、現状ですと、先ほど議員がおっしゃったように、職員のほうでシステムのほうの修正とかそこら辺をやれるようになれば、費用なんかはかなり抑えられる部分は出てくると思うんですけれども、現状、そういうふうなシステムのほうの変更をやる課も特に現状ではありませんので、今までと同じような形で、業者のほうに仕様変更なんかがあった場合には、変更の委託をかけるような形になると思っております。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 例えば標準化っていうことが、誰が見てもっていうわけにはいかないでしょうけれども、俺だったらこれいじれるよっていう人が何人かいたとします、業者さんでもいいんでしょう。そうすると、例えば入札が成立するとか、そういったことになるっていうことなんでしょうか。もしくはそうじゃなくて、やっぱり旧態依然とした発注の仕方するのか、どうなんでしょう。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） ただいまの質問ですけれども、実際には、そのシステムの内容までいじれる職員は現状いないと思っておりますので、旧態のような形で委託をしていくような形だと考えております。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） できれば、標準化されたシステムを町の職員の中でちゃんと管理できるような、そういう人材の確保というのを目指してほしいなと希望して終わります。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第17、議案第32号「令和6年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長(北上隆広君) それでは、議案書の219ページをお開き願います。

議案第32号「令和6年度南部町学校給食センター特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額から442万円を減額し、予算の総額を1億8,558万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、議案書の228、229ページをお開き願います。

1款1項1目給食管理費でございますが、給食センター職員人件費の不用額の整理及び各業務の執行実績、もしくは執行見込額により542万円を減額するものでございます。

表の下段、2目給食費の10節賄材料費でございますが、米の1キロ当たりの購入単価が12月購入分から50.3%の値上げとなっていることのほか、食材全般における価格高騰の影響によりまして100万円の増額をさせていただきたいと考えております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、226、227ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金の給食費負担金は221万6,000円の減額でございますが、学校行事等により提供日数の減に伴い減額となるものでございます。

また、2 款一般会計繰入金でございますが、歳入及び歳出の執行見込額等により278万5,000円の減額。

4 款諸収入は、消費税還付額の確定に伴い58万2,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第32号「令和6年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第33号「令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の233ページをお開き願います。

議案第33号「令和6年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ27万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,322万1,000円とするものでございます。

初めに歳出についてご説明申し上げますので、議案書の242、243ページをお開き願います。

1款1項1目管理運営費の11節役務費、各種手数料24万8,000円の増額は、オンライン予約件数が増えたことによる手数料8万7,000円の増額と、宿泊者が増えたことによるクリーニング料16万1,000円を増額するものでございます。

下段、12節委託料113万円の減額は、施設管理に伴う業務委託費用確定によるものでございます。

26節公課費60万3,000円の増額は、売上増による消費税納入見込みに伴うものでございます。

次に歳入について申し上げますので、議案書を戻りまして、240、241ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金27万9,000円の減額は、先ほど説明申し上げました歳出総額の減額に伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。

議案第33号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第34号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の245ページをお開き願います。

議案第34号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,135万1,000円を追加し、予算の総額を22億8,502万8,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明申し上げます。258、259ページをお開き願います。

上段の1款1項総務管理費につきましては、1目の一般管理費、2目3目の負担金の確定によりまして、不用額を合わせまして50万円減額するもの。

2段目の1款2項徴税費につきましては、市町村税滞納整理機構負担金の減額に伴い70万円の減額。

3段目の1款3項運営協議会費につきましては、会議回数等の減による不用額を17万1,000円減額するものです。

260、261ページをお開き願います。

2段目の2款1項1目療養給付費につきましては、昨年と比較して1件当たり6か月以上の入院の医療費が約3.8%ほど増加しており負担金に不足が生じる見込みのため、4,602万5,000円の増額。

3段目の2款2項1目の高額療養費につきましては、医療費点数で8万点以上の高額のものの件数自体は減少しておりますが、1件当たりの点数が昨年と比較してこちらも約3.8%増加しており、負担金に不足が生じる見込みのため2,642万円の増額。

下段の2款4項1目の出産育児一時金は、転入者分及び出産日が予定より早まったことに伴

い、2件分負担金に不足が生じる見込みのため、100万円を増額するものです。

264、265ページをお開き願います。

2段目、4款2項1目の疾病予防費につきましては、郵便料金値上げに伴う医療費通知業務委託料を11万6,000円増額するものでございます。

下段、5款1項の基金積立金につきましては、預金利息分を増額するものでございます。

266、267ページをお開き願います。

7款1項の償還金及び還付加算金につきましては、1目の保険税還付金を120万円減額、返還金を27万円増額、合わせて93万円減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

252、253ページにお戻り願います。

上段、1款1項1目の国民健康保険税でございますが、収納見込額により、医療給付費分の1,600万円減額、後期高齢者支援金分を250万円増額、介護給付費分を130万円増額。合わせて1,120万円減額するものです。

中段、3款1項1目の保険給付費等交付金の1節普通交付金は、保険給付費の増に伴い7,244万3,000円増額。

その下、2節特別交付金は、保険者努力支援分が91万5,000円の増額。特定健康診査・保健指導負担金が116万8,000円の減額の計25万3,000円の減額で、合わせて7,219万円増額するものです。

下段、4款1項1目の利子及び配当金につきましては、利子分を合わせて8万9,000円増額するものでございます。

254、255ページをお開き願います。

上段、5款1項1目の一般会計繰入金でございますが、1節の出産育児一時金繰入金から5節の産前産後保険税繰入金まで、合わせまして192万6,000円減額するものです。

下段、7款2項3目の雑入でございますが、普通交付金返還金387万9,000円増額するものでございます。

中段、5款2項1目の財政調整基金につきましては、歳出総額に応じて繰入金を923万3,000円増額するものでございます。

議案第34号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第35号「令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の269ページをお開き願います。

議案第35号「令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条保険事業勘定の予算総額から2億2,377万5,000円を減額し、予算の総額を27億3,382万9,000円とし、また、介護サービス事業勘定の予算総額から36万7,000円を減額し、予算の総額を552万6,000円とするものでございます。

初めに、保険事業勘定からご説明いたしますので、282、283ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

上段の1款1項1目一般管理費の12節委託料であります。国の標準化に対応するためのシステム改修を予定しておりましたが、メーカー側に遅れが生じたことにより、新年度において改修

を行うこととなったため、システム改修費383万1,000円を減額するものでございます。

2段目の1款3項介護認定審査会費であります。要支援・要介護認定申請件数が見込みより減となっていることから、1目介護認定審査会費の18節負担金、2目認定調査等費の11節医師の意見書作成手数料及び12節認定調査業務の委託料をそれぞれ減額するものでございます。

下段の2款1項1目介護サービス等諸費から、286、287ページになりますが、中段の6目介護予防サービス等諸費までは、介護サービス及び介護予防サービスの利用件数の実績見込みによりまして、2款全体で2億716万円を減額するものでございます。

下段の3款1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。総合事業の利用件数の実績見込みによりまして、1目18節の説明欄の一番下、通所型サービス事業費を247万2,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費の12節委託料及び18節負担金を合わせまして286万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

290、291ページをお開き願います。

3款3項4目任意事業費の12節委託料であります。施設入所などを理由とした配食サービス事業の利用者数の減に伴い、180万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、ただいまご説明したもののほか、事業費の決算見込みに基づく過不足の調整、国や県、支払基金の負担金等の交付見込みに伴う財源更正などを行っているものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

276、277ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護保険料であります。第1号被保険者保険料の収入見込みによりまして、1節の特別徴収保険料を640万円減額し、2節の普通徴収保険料を520万円追加するものであります。

2段目の3款1項国庫負担金は、歳出でご説明いたしました介護サービス費の減額補正に伴い、国の負担割合分を減額するものでございます。

下段の3款2項国庫補助金であります。1目調整交付金から3目地域支援事業交付金までは、歳出でご説明いたしました介護サービス費及び地域支援事業費の減額補正等に伴い、国の負担割合分を減額するものでございます。

4目及び5目であります。高齢者の自立支援や介護予防などの取組指標の評価により国から交付される交付金であります。前年度分の評価結果により4目の保険者機能強化推進交付金を27万8,000円減額し、5目の保険者努力支援交付金に100万4,000円を追加するものであります。

7目の認知症施策推進補助金は、今年度実施いたしました認知症VR体験学習事業に対する国の追加交付分8万円を追加するものでございます。

278、279ページをお開き願います。

上段の4款から中段の5款までは、介護サービス費及び地域支援事業費の決算見込みによりまして、支払基金と県の各負担割合に応じた減額補正を行っているものでございます。

下段の7款1項1目一般会計繰入金であります。1節から次のページになりますが、5節までは介護サービス費及び地域支援事業費の決算見込み並びに標準化に対応するためのシステム改修費の減などに伴いまして減額補正を行っているほか、6節低所得者保険料軽減繰入金につきましては、対象者数の確定に伴い73万8,000円を追加するものでございます。

中段の7款3項基金繰入金につきましても、介護サービス費及び地域支援事業費の減額補正に伴いまして4,051万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、302、303ページをお開き願います。

初めに歳出からご説明いたします。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。介護予防支援事業の利用者の減に伴いまして、12節委託料を36万7,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明いたします。

300、301ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護給付費であります。要支援の方の介護予防サービスの計画作成件数及び訪問看護事業の決算見込みに基づきまして、合わせて39万円を減額するものでございます。

下段の2款繰入金につきましては、事業の決算見込みによりまして、一般会計からの繰入金を2万3,000円追加するものであります。

議案第35号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第21、議案第36号「令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の305ページをお開き願います。

議案第36号「令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万4,000円を追加し、予算の総額を2億9,755万9,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明申し上げます。

314、315ページをお開き願います。

上段1款1項1目の一般管理費でございますが、標準化対応システム改修のパッケージリリース時期の変更（延期）に伴い令和7年度に実施することとなったため352万9,000円を減額するものです。

2段目、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料負担金の決定により1,315万1,000円の増額。保険基盤安定負担金の決定により803万8,000円の減額、合わせて511万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

312、313ページにお戻り願います。

上段、1款1項の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の収入見込に伴い1目の特別徴収保険料は320万円の増額、2目の普通徴収保険料は760万円の増額。合わせまして1,080万円増額するものでございます。

2段目、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の決定により803万8,000円の減額、事務費等繰入金は、歳出総額に応じて117万8,000円を減額するもので、一般会計繰入金を合わせて921万6,000円の減額とするものでございます。

議案第36号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

.....

○議長（工藤正孝君） 建設課長から発言の申出がありますので、これを許します。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 先ほどご議決をいただきました議案第31号「令和6年度南部町一般会計補正予算」の中で、西野議員よりご質問のありました道路橋りょう新設改良費の北本村・南古館線の進捗状況についてご説明いたします。

こちらは事業費ベースで、令和6年、今年度末で86%となります。

以上でございます。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第22「常任委員会報告」を議題とします。

本案は、配付してあります報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第23「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本案は、配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日、町長から議案第37号「財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書及び指導用教材）」、議案第38号「南部町教育委員会教育長の任命について」、議案第39号「南部町教育委員会委員の任命について」、議案第40号「南部町農業委員会委員の任命について」、議案第41号「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について」、議案第42号「南部町大字平財産区管理会委員の選任について」、議案第43号「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について」、議案第44号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の議案8件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第37号から議案第44号までの議案8件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前11時13分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

（午前11時14分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案8件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、議案第37号「財産の取得について」であります。中学校教師用教科書及び指導用教材の購入契約について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号「南部町教育委員会教育長の任命について」であります。令和7年3月31日をもって任期満了となります教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育長として任命する方は、再任の方でありまして、住所、八戸市大字●●●●字●●●●番地●●、氏名、高橋力也氏、昭和●年●月●日生まれ。

任命する高橋氏は現教育長であり、人格が高潔で教育行政に関し優れた識見と豊富な経験を有しておられますので適任者と認め、引き続き教育長に任命いたしたくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第39号「南部町教育委員会委員の任命について」であります。令和7年3月15日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、再任の方でありまして、住所、南部町大字斗賀字●●●●番地●●、氏名、山田和彦氏、昭和●年●月●日生まれ。

任命する山田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年3月16日から令和11年3月15日までの4年間であります。

次に、議案第40号「南部町農業委員会委員の任命について」であります。令和7年3月31日をもって任期満了となります農業委員会委員16名の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず、応募等による農業委員として任命する方々であります。住所、南部町大字●●●●字●●●●

●●番地、氏名、山田憲幸氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字苦米地字●●●番地●、氏名、夏堀健一氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字福田字●●●●番地●、氏名、三浦恵美子氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字片岸字●●●番地●、氏名、夏坂元一朗氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字剣吉字●●●番地●、氏名、川守田雄一氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字上名久井字●●●●番地●、氏名、石橋薫氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字鳥谷字●●●●番地●、氏名、中村文男氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字下名久井字●●●●番地●、氏名、川門前俊文氏、昭和●年●月●日生まれ。新任でございます。同じく住所、南部町大字斗賀字●●●●番地●、氏名、梅内道子氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字下名久井字●●●●番地、氏名、工藤信仁氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字相内字●●●●番地、氏名、佐々木一雄氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。同じく住所、南部町大字沖田面字●●●●番地、氏名、工藤静夫氏、昭和●年●月●日生まれ。新任でございます。同じく住所、南部町大字赤石字●●●●番地、氏名、赤石敏文氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。

以上の13名であります。

次に、各団体からの推薦による委員として任命する方々は、青森県農業共済組合南部支所から推薦されました、住所、南部町大字平字●●●番地、氏名、黒坂昭彦氏、昭和●年●月●日生まれ。新任でございます。

名川土地改良区から推薦されました、住所、南部町大字斗賀字●●●●番地、氏名、石塚正義氏、昭和●年●月●日生まれ。新任でございます。

八戸農業協同組合から推薦されました、住所、南部町大字斗賀字●●●●番地●、氏名、佐々木徳志氏、昭和●年●月●日生まれ。再任でございます。

以上の3名で、合計16名の方々であります。

任命する方々は、いずれも農業に関する優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第41号から議案第43号までは、令和7年3月31日をもって任期満了となります当町の3つの財産区の管理会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第41号「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について」であります、次の3名の方であります。

まずは、再任の方であります、住所、南部町大字上名久井字●●●●番地、氏名、四戸榮二氏、昭和●年●月●日生まれであり、新任の方は、住所、南部町大字上名久井字●●●●番地、氏名、亀田淳氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字上名久井字●●●●番地、氏名、●●●●氏、昭和●年●月●日生まれの2名であります。

次に、議案第42号「南部町大字平財産区管理会委員の選任について」であります、次の3名の方であります。

まずは、再任の方であります、住所、南部町大字平字●●●●番地、氏名、野田寛氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字平字●●●●番地●、氏名、橋本正志氏、昭和●年●月●日生まれの2名であり、新任の方は、住所、南部町大字平字●●●●番地、氏名、四戸正博氏、昭和●年●月●日生まれであります。

次に、議案第43号「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について」であります、次の5名の方であります。

まずは、再任の方であります、住所、南部町大字平字●●●●番地●、氏名、砂庭周平氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字平字●●●●番地●、氏名、長根喜一氏、昭和27年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字平字●●●●番地、氏名、西村勝久氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字平字●●●●番地●、氏名、小萩沢一信氏、昭和●年●月●日生まれの4名であり、新任の方は、住所、南部町大字平字●●●●番地、氏名、中村正良氏、昭和●年●月●日生まれであります。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各財産区管理会委員の任期につきましては、いずれも令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間であります。

次に、議案第44号「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります、令和7年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員3名の後任の委員の国への推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。推薦する方々は、次の3名の方であります。

まずは、再任の方であります、住所、南部町大字苔米地字●●●●番地●、氏名、夏堀佐枝子氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字堀渡字●●●●●番地●、氏名、川守

田良修氏、昭和●年●月●日生まれの名であり、新任の方は、住所、南部町大字鳥谷字●●●番地●、氏名、若本正彦氏、昭和●年●月●日生まれであります。

推薦する方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年7月1日から、令和10年6月30日までの3年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何卒、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第37号「財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書及び指導用教材）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それではご配付の追加提案の説明資料3ページをお開き願います。

議案第37号「財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書及び指導用教材）」でございます。

取得する財産は、教師用教科書201冊、指導用教材199組でございます。

契約の相手方でございますが、田子町大字田子字田子25番地1、株式会社北村代表取締役北村将彦。売買代金は794万9,741円でございます。

発注方法でございますが、当町への教科書等の供給取扱店が1社のみでございますので、地方自治法施行例、第167条の2第1項第2号による随意契約とさせていただきたいと考えております。

納入期限は令和7年4月10日。

納入場所は福地中学校、名川中学校、南部中学校でございます。

以上で議案第37号「財産の取得について（令和7年度中学校教師用教科書及び指導用教材）」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第3、議案第38号「南部町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

教育長高橋力也君に申し上げます。審査の中立公平性のため、自主退場を求めます。

（教育長 高橋力也君 退場）

○議長（工藤正孝君） 本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第38号は原案のとおり同意されました。
教育長高橋力也君の入場を求めます。

（教育長 高橋力也君 入場）

○議長（工藤正孝君） ここで、ただいま教育長の任命の同意がなされました。高橋力也君から挨拶をいただきます。高橋力也君はご登壇の上、挨拶をお願いします。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、本会議におきまして議員の皆様からご同意をいただき、引き続き教育長の任に当たることになりました。その重責に大変身が引き締まる思いであります。

現在南部町の教育には様々な課題があります。学校教育では、中学校の再編、部活動の地域移行、いじめ、不登校、虐待等、問題行動の早期発見と防止、登下校の安全確保。社会教育におきましては、聖寿寺館跡を初めとする町内遺跡の発掘調査成果や文化財及び展示収蔵施設の整備。来年に本町で少年サッカー会場となる国民スポーツ大会への準備、えんぶり、手踊り等の伝統芸能の保存継承にも継続して力を注いでいかなければなりません。このような課題の解決に向け

て、関係諸団体と連携しながら、町民の負託に応え、少しでも町発展に貢献できますよう、微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げまして、簡単ではありますが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） これで教育長の挨拶を終わります。

◎議案第39号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第4、議案第39号「南部町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり同意されました。

◎議案第40号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第5、議案第40号「南部町農業委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第40号は原案のとおり同意されました。

◎議案第41号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第6、議案第41号「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第41号は原案のとおり同意されました。

.....

◎議案第42号の上程、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 追加日程第7、議案第42号「南部町大字平財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり同意されました。

◎議案第43号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第8、議案第43号「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第43号は原案のとおり同意されました。

◎議案第44号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第9、議案第44号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第130回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月4日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、専決処分した事項の報告案件、各条例案のほか、令和7年度各会計の当初予算並びに令和6年度の補正予算など慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決、ご承認賜りましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。さらには、追加で提案させていただきました財産の取得及び人事案件につきましても、原案のとおりご議決、ご同意をいただき重ねて御礼を申し上げます。

本定例会の審議の中で、議員各位からいただきました貴重なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災発生から14年の月日が経過しました。ここに改めまして、犠牲者の御霊に哀悼の意を表したいと存じます。また、震災で津波による被害を受けた岩手県大船渡市では、2月26日に発生した山林火災が延焼拡大し、平成以降で最大規模の山林火災となりました。お亡くなりになられた方のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして心からのお見舞いを申し上げます。そして長期間、昼夜を問わず、消火活動に当たった岩手県内外の消防関係者や自衛隊員の方々に対しまして、心から敬意を表するものであります。被害の全容は明らかではありませんが、今回の山林火災の地域には、14年前の震災で住家を失い、高台のほうへ移転した方も居住されているとのことであります。各種報道では、辺り一面が焼き尽くされた灰色の背景が伝えられ、地域の方々の心中を察すると胸が痛む思いではありますが、どうか希望を失うことなく、1日も早く平穏な日常生活を取り戻されることを強く願うものであります。

近年は、災害の記憶を風化させる間もなく大規模な災害が次々と発生しており、これらの災害

を教訓に、常に不測の事態に備える態勢を構築し、消防団や自主防災組織、関係機関との連携の強化や訓練の実施による即時対応能力の向上など、引き続き万全を期してまいる所存であります。

3月も半ばに入りいよいよ本年度も残り僅かとなりました。昨年度から適用されている町職員の定年延長制度であります。定年年齢を2年ごとに1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げる措置により、本年度の定年年齢は61歳となっております。これにより、今月末日をもって6名の職員が定年退職となりますが、65歳前に定年退職となる職員は、暫定再任用職員として65歳まで勤務することが可能であります。また、旧定年年齢である60歳を超える職員につきましては、役職定年制が適用され、管理職以外の職へ異動することとなり、本議会に出席しております岩間雅之医療センター事務長が今月末日をもって課長級の職を離れることとなります。これまで管理職としての重責を担いながら、住民奉仕の精神を堅持し、職務に精励されてきたことに対し、心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。令和7年度においては、課長級の職を離れましても、引き続き町職員として第一線で活躍していただきながら、後輩の指導育成など、様々な場面で手腕を発揮していただくことを期待するとともに、大変心強く感じているところであります。

60歳を超え、豊富な経験と知識を有する職員が引き続き行政の現場で活躍することができる現行制度の利点を最大限に生かし、適切な人員配置を行うとともに、事務事業の効率化、働き方改革にも取り組み、全ての職員が働きやすい環境の中で最大限に能力を発揮することができる職場づくりを推進することによって、さらなる行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて本日、令和7年度予算をご議決いただきましたことから、新年度から新たな子育て支援策として、ゼロ歳から2歳までの保育料の無償化を開始いたします。これまでの子ども医療費や学校給食費の無償化、子育て用品助成券の交付、高校生の修学支援金、大学生を持つ親等への支援金、修学資金の貸付け、小中学生の修学旅行費用の無償化、小学生のランドセルや、中学生高校生の制服等の購入費用を補助する入学支援金事業などに本事業が加わることによって、ゼロ歳から大学を卒業するまで切れ目なく、さらに手厚い子育て世帯の支援が可能となります。「子育てに優しい町、南部町」を町内外に発信するとともに、新年度予算に計上いたしました、移住定住交流対策の各種事業を総合的、有機的に展開し、定住人口の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、定住対策に限らず、予算に計上いたしました一つ一つの事業を迅速かつ着実に執行し、町民の負託に全力でお応えするとともに、町民の皆様との対話を通じて得られたご要望を政策に

反映させるなど、常に町民のために、安心して住み続けられる南部町のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、この冬は2月に2度にわたる強い寒波に見舞われ、日本海側を中心に記録的な大雪となりましたが、このところの日中の陽気に春の訪れを感じているところであります。来たる令和7年度が、災害のない平穏な年であることをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月4日の開会以来、本日までの11日間にわたり、議員各位におかれましては時節柄、何かとご多忙中にもかかわらず、終始熱心に審議を賜り、提案されました令和7年度当初予算をはじめ、条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びになりましたことを議長として厚く御礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき感謝を申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました提言、意見等につきましては、考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今月末日をもって、役職定年となります本会議出席の医療センター岩間事務長におかれましては、課長の職務を全うされましたことに心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後に、皆様におかれましては、ご多忙中のところと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、当町の発展にご尽力を賜りますことをお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第130回南部町議会定例会を閉会します。

（午前11時51分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署 名 議 員 坂 本 典 男

署 名 議 員 滝 田 勉